

第37号 63.12.9

おもな内容

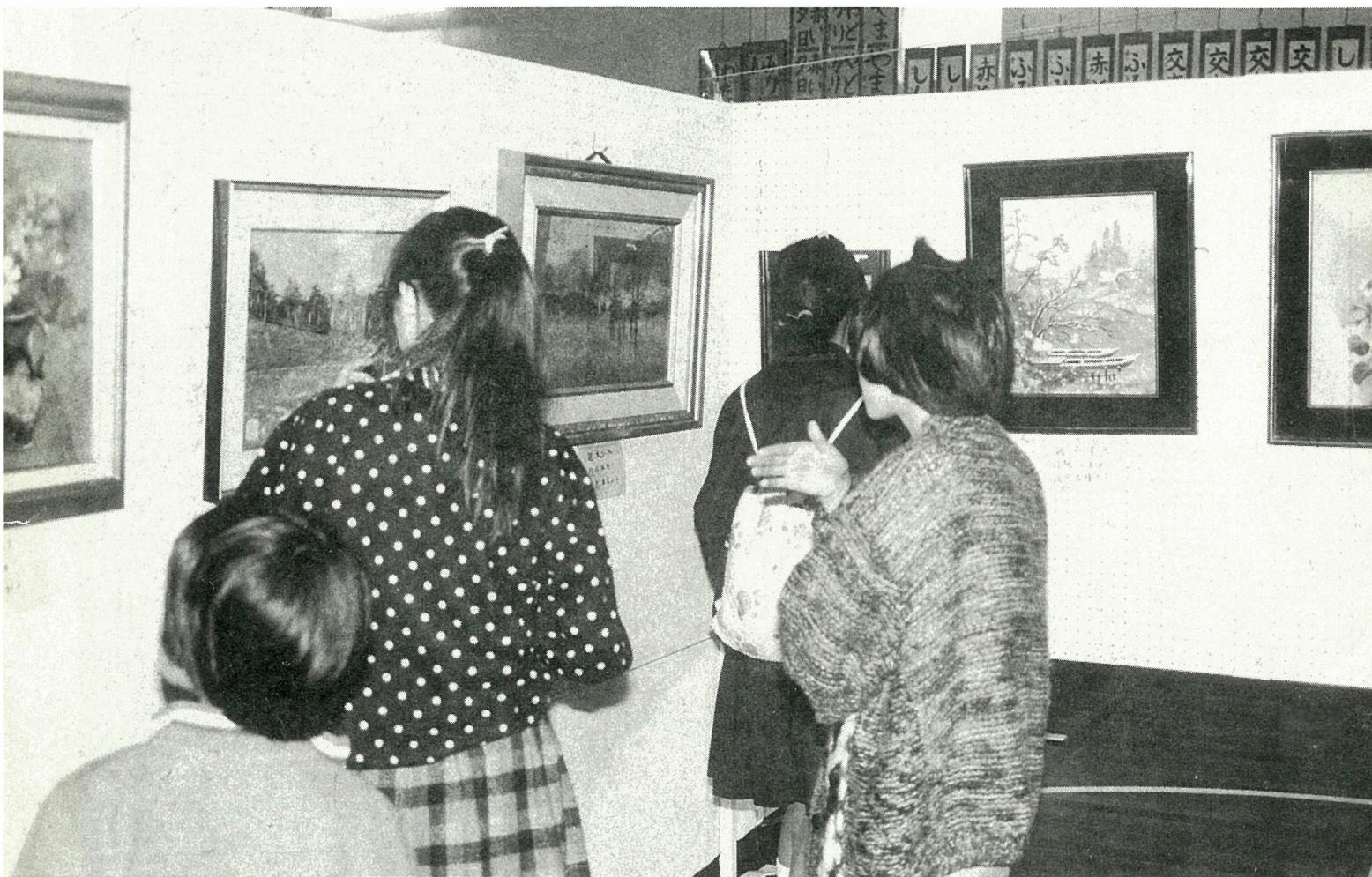
- 第2回定例会 ②
- そこが聞きたい(第2回定例会) ⑤
- 請願の委員会審査報告 ⑨
- 第1回臨時会 ⑩
- 第2回臨時会 ⑩
- 第3回定例会 ⑪
- 昭和62年度各会計の決算 ⑭
- そこが聞きたい(第3回定例会) ⑯



かわへ 議会報

発行・岐阜県川辺町議会

編集・川辺町議会報編集委員会



「創意と工夫でゆたかな文化、心のふれあうまちづくり」をテーマに第8回目を迎えた町産業文化祭が11月19、20日の両日、中央公民館を主会場にことしも多彩な催しが開かれました。

中学校体育館では生花、書道、手芸、盆栽などおよそ480点ほどの作品が展示され、それぞれ優れたものばかりで、訪れた人たちの目を楽しませていました。

第2回定例会

条例の一部改正など12件を可決

63年度一般会計予算に5,545万円を追加

昭和六十三年第二回定例会は、六月十七日から二十一日までの五日間開きました。提出された案件は、報告事件、条例の一部改正、補正など十二件。それぞれ慎重に審議し、いずれも原案どおり可決、承認しました。

地方税法の一部改正法案が去る三月三十一日、国会で可決成立し、同日付をもつて公布されたのをうけて、町税条例の改正がされました。主なものとして年金・恩給・公的年金受給者が所得控除を受ける場合、申告しなければならなくなりました。これは、昭和六十二年度の改正で年金等の所得区分が給与所得から雑所得に改められ、公的年金等支払報告書を提出することになりました。年金の源泉徴収

可決した案件

票に所得控除の欄がないためです。

固定資産税関係では、土地の評価替えによる固定資産税の急激な上昇を調整するための措置を講ずるものです。

川辺町税条例の一部改正（専決処分の承認）

地方税法の改正に伴う町税条例の整備

（全会一致）

地方税法の一部改正法案が去る三月三十一日、国会で可決成立し、同日付をもつて公布されたのをうけて、町税条例の改正がされました。

主なものとして年金・恩給・公的年金受給者が所得控除を受ける場合、申告しなければならなくなりました。これは、昭和六十二年度の改正で年金等の所得区分が給与所得から雑所得に改められ、公的年金等支払報告書を提出することになりました。年金の源泉徴収

地方税法の一部改正により、国民健康保険税条例の一部を改正したことについて報告があり承認しました。主な改正点は、国民健康保険税課税額の最高限度額と保険税を減額した場合の最高限度額をそれぞれ「三十九万円」から「四十万円」に、また四割軽減となる場合の一人当たりの基礎控除額を「二十万五千円」から「二十一万円」に改正しました。

不足を生じ運営困難となるため、一時的に一般会計から一千二百十六万六千円の繰出を行ったものです。歳入歳出それぞれの補正額の内訳は、次のとおりです。

【歳入】
（単位千円）
地方交付税 一二、一九三
【歳出】
（単位千円）
民生費 一二、一六六
土木費 二七

以上のことについて、三月三十一日、専決を行った報告があり、これを承認しました。

昭和六十二年度川辺町一般会計補正予算
（第七号）

（専決処分の承認）

老人保健特別会計への繰出金など補正
（全会一致）

昭和六十二年度川辺町老人保健特別会計補正予算（第二号）
（専決処分の承認）

医療費の大幅な伸びで一般会計から一時的に繰入れ（全会一致）

川辺町国民健康保険税条例の一部改正
（専決処分の承認）

(3) 昭和63年12月9日発行

土地開発公社の昭和六十二年度の事業と決算について報告が

利益金九万七千七十
七円を六十三年度へ
(全会一致)

昭和六十二年度川辺町
土地開発公社事業報告
および決算報告につい
て

高くなりました。高くなつた医療費については、基金交付金、国、県負担金は当年度分として一〇〇%交付されません。この分は翌年度精算となるので、本年度不足すると思われる額について補正したもので、歳出その他の補正額の内訳は、次のとおりです。

【歳入】(△は減額、単位千円)

支払基金交付金 △三七、五四四

国庫支出金 △一一、七〇〇

県支出金 △二、九三五

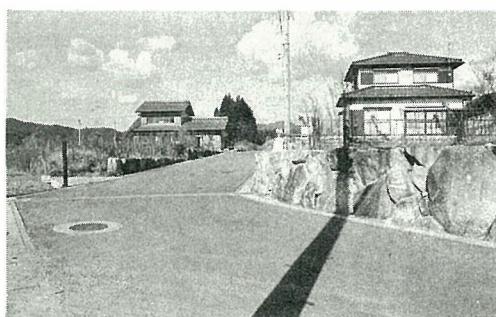
繰入金 一二、一六六

【歳出】(△は減額、単位千円)

医療諸費 △三九、九八三

以上のことについて、三月三十一日で専決を行つた報告があ

り、これを承認しました。



認定された中野3号線

ありました。六十二年度においては、土地の取得および現在公社が保有している土地の処分もなく、決算において基本金の利息分等九万七千七十七円を利益金として、六十二年度の繰越し準備金と合わせて、三百二十四万六千五十六円を六十三年度へ繰越しました。

（西側）において、県の開発行為の認定を受け宅地造成がされました。その進入路（延長二百五十三m、幅員六m）を、中野3号線として町道に認定しました。

町道の路線認定について

延長二百五十三メートルを
認定（全会一致）

川辺町中野地内（川辺カヤバ

地方公務員災害補償法が一部改正されることにより、本条例の一部を改正する条項を改正

災害補償等に関する条例の一部を改正

補償年金の支給算定
調整率等を改正

（全会一致）

川辺町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正

（西側）において、県の開発行為の認定を受け宅地造成がされました。その進入路（延長二百五十三m、幅員六m）を、中野3号線として町道に認定しました。

川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

補償基礎額、葬祭補償額などを改正

（全会一致）

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償法の基準を定める政令の一部が改正されたことにより所要の整備を図るもので

主な改正点は、消防団員以外の者で消防、水防作業に従事したり、救急業務に協力し万一、死亡等の事故にあつた場合の補償基礎額を一日に

これまでの「六千五百円」から「六千六百円」としまして。また、非常勤消防団員等の事故による死亡が支給されることと例に定める補償年金と他の法令による年金が支給されることと定めることと定めました。

（川辺町非常勤消防団員等に係る退職報償金の支給に関する条例の一項を改正）

（西側）において、県の開発行為の認定を受け宅地造成がされました。その進入路（延長二百五十三m、幅員六m）を、中野3号線として町道に認定しました。

（川辺町非常勤消防団員等に係る退職報償金の支給に関する条例の一項を改正）

非常勤消防団員の待遇改善を図る

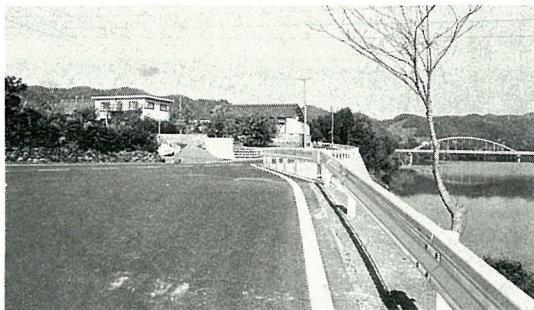
（全会一致）

非常勤消防団員等公務災害補償基金法の施行令が一部改正され、本条例において非常勤消防団員の待遇改善を図るために、退職報償金の支給基礎となる階級について所要の改正を行いました。

別表 補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年～20年	20年以上
団長および副団長	9,670円	10,430円	11,200円
分団長および副分団長	8,140円	8,900円	9,670円
部長、班長および団員	6,600円	7,370円	8,140円

昭和六十三年度川辺町
一般会計補正予算
(第一号)



艇庫周辺の観覧広場

漕艇場観覧広場の整備事業費など補正		総務費
(全会一致)		三、一八七
総額五千五百四十五万四千円の増額補正で、歳入歳出補正額です。		四、五二二
の内訳は、それぞれ次のとおりです。		七、三七八
（歳入）		五、四八七
町税	八、九〇六	農林水産業費
国庫支出金	三、八一〇	商工費
繰入金	二二、一六四	民生費
諸収入	八、九〇六	土木費
寄附金	三、八一〇	消防費
（歳出）		教育費
（単位千円）	（単位千円）	（単位千円）
二六、七五六	二六、七五六	三、一八七
三六二四	三六二四	四、五二二
九、三八三	九、三八三	地近接等危険住宅移転事業費補助金三百十一万円、中川辺消防
四、八一二	四、八一二	詰所建設工事費七百五十万円、
五五	五五	東アジア漕艇国際大会実行委員会補助金百四十四万円、
六、三〇〇	六、三〇〇	広場整備事業費二千万円、かけた。
固定資産税(現年課税分)二千		歳入では
六百七十五万六千円、保険基盤		入歳出それぞれ二十二億七千二百四十五万四千円となりま
安定負担金(国庫負担金)二百五		今回の補正により、総額は歳
十四万二千円、同(県負担金)百		入歳出それぞれ二十二億七千二百四十五万四千円となりま
二十七万一千円、かけ地近接等		これにより、総額は歳入歳出となりました。
危険住宅移転事業費補助金百八		総額五百四十五万四千円となりました。
万二千円、農業・農村振興総合		総額五百四十五万四千円となりました。
対策事業補助金百二万五千円、		総額五百四十五万四千円となりました。
老人保健特別会計繰入金九百三		総額五百四十五万四千円となりました。
十八万三千円、繰越金四百八		総額五百四十五万四千円となりました。
一万二千円、町債(コミュニティー消防センター建設事業)六		総額五百四十五万四千円となりました。
百三十万円、一般寄附金百三十		総額五百四十五万四千円となりました。
万円。		総額五百四十五万四千円となりました。
歳出では		総額五百四十五万四千円となりました。
アスベスト除去工事費(旧廈の一部)二百六十六万六千円、		総額五百四十五万四千円となりました。
特別養護老人ホーム設置費補助		総額五百四十五万四千円となりました。
金三百万円、屋外用総合遊具購入費(第一保育園)百三十万円、		総額五百四十五万四千円となりました。
農業・農村振興総合対策事業管理台帳作成業務委託料五百七十		総額五百四十五万四千円となりました。
四万七千円、工場誘致奨励金五百四十八万七千円、漕艇場観覧		総額五百四十五万四千円となりました。

漕艇場観覧広場の整備事業費など補正		総務費
(全会一致)		三、一八七
総額五百四十五万四千円の増額補正で、歳入歳出補正額です。		四、五二二
の内訳は、それぞれ次のとおりです。		七、三七八
(歳入)		五、四八七
町税	八、九〇六	農林水産業費
国庫支出金	三、八一〇	商工費
繰入金	二二、一六四	民生費
諸収入	八、九〇六	土木費
寄附金	三、八一〇	消防費
(歳出)		教育費
（単位千円）	（単位千円）	（単位千円）
二六、七五六	二六、七五六	三、一八七
三六二四	三六二四	四、五二二
九、三八三	九、三八三	地近接等危険住宅移転事業費補助金三百十一万円、中川辺消防
四、八一二	四、八一二	詰所建設工事費七百五十万円、
五五	五五	東アジア漕艇国際大会実行委員会補助金百四十四万円、
六、三〇〇	六、三〇〇	広場整備事業費二千万円、かけた。
固定資産税(現年課税分)二千		歳入では
六百七十五万六千円、保険基盤		入歳出それぞれ二十二億七千二百四十五万四千円となりま
安定負担金(国庫負担金)二百五		今回の補正により、総額は歳
十四万二千円、同(県負担金)百		入歳出それぞれ二十二億七千二百四十五万四千円となりま
二十七万一千円、かけ地近接等		これにより、総額は歳入歳出となりました。
危険住宅移転事業費補助金百八		総額五百四十五万四千円となりました。
万二千円、農業・農村振興総合		総額五百四十五万四千円となりました。
対策事業補助金百二万五千円、		総額五百四十五万四千円となりました。
老人保健特別会計繰入金九百三		総額五百四十五万四千円となりました。
十八万三千円、繰越金四百八		総額五百四十五万四千円となりました。
一万二千円、町債(コミュニティー消防センター建設事業)六		総額五百四十五万四千円となりました。
百三十万円、一般寄附金百三十		総額五百四十五万四千円となりました。
万円。		総額五百四十五万四千円となりました。
歳出では		総額五百四十五万四千円となりました。
アスベスト除去工事費(旧廈の一部)二百六十六万六千円、		総額五百四十五万四千円となりました。
特別養護老人ホーム設置費補助		総額五百四十五万四千円となりました。
金三百万円、屋外用総合遊具購入費(第一保育園)百三十万円、		総額五百四十五万四千円となりました。
農業・農村振興総合対策事業管理台帳作成業務委託料五百七十		総額五百四十五万四千円となりました。
四万七千円、工場誘致奨励金五百四十八万七千円、漕艇場観覧		総額五百四十五万四千円となりました。

漕艇場観覧広場の整備事業費など補正		総務費
(全会一致)		三、一八七
総額五百四十五万四千円の増額補正で、歳入歳出補正額です。		四、五二二
の内訳は、それぞれ次のとおりです。		七、三七八
(歳入)		五、四八七
町税	八、九〇六	農林水産業費
国庫支出金	三、八一〇	商工費
繰入金	二二、一六四	民生費
諸収入	八、九〇六	土木費
寄附金	三、八一〇	消防費
(歳出)		教育費
（単位千円）	（単位千円）	（単位千円）
二六、七五六	二六、七五六	三、一八七
三六二四	三六二四	四、五二二
九、三八三	九、三八三	地近接等危険住宅移転事業費補助金三百十一万円、中川辺消防
四、八一二	四、八一二	詰所建設工事費七百五十万円、
五五	五五	東アジア漕艇国際大会実行委員会補助金百四十四万円、
六、三〇〇	六、三〇〇	広場整備事業費二千万円、かけた。
固定資産税(現年課税分)二千		歳入では
六百七十五万六千円、保険基盤		入歳出それぞれ二十二億七千二百四十五万四千円となりま
安定負担金(国庫負担金)二百五		今回の補正により、総額は歳
十四万二千円、同(県負担金)百		入歳出それぞれ二十二億七千二百四十五万四千円となりま
二十七万一千円、かけ地近接等		これにより、総額は歳入歳出となりました。
危険住宅移転事業費補助金百八		総額五百四十五万四千円となりました。
万二千円、農業・農村振興総合		総額五百四十五万四千円となりました。
対策事業補助金百二万五千円、		総額五百四十五万四千円となりました。
老人保健特別会計繰入金九百三		総額五百四十五万四千円となりました。
十八万三千円、繰越金四百八		総額五百四十五万四千円となりました。
一万二千円、町債(コミュニティー消防センター建設事業)六		総額五百四十五万四千円となりました。
百三十万円、一般寄附金百三十		総額五百四十五万四千円となりました。
万円。		総額五百四十五万四千円となりました。
歳出では		総額五百四十五万四千円となりました。
アスベスト除去工事費(旧廈の一部)二百六十六万六千円、		総額五百四十五万四千円となりました。
特別養護老人ホーム設置費補助		総額五百四十五万四千円となりました。
金三百万円、屋外用総合遊具購入費(第一保育園)百三十万円、		総額五百四十五万四千円となりました。
農業・農村振興総合対策事業管理台帳作成業務委託料五百七十		総額五百四十五万四千円となりました。
四万七千円、工場誘致奨励金五百四十八万七千円、漕艇場観覧		総額五百四十五万四千円となりました。



一般質問

そこが聞きたい

今回の定例会における一般質問は、会期最終日の二十日に四名の議員が当面する町政の諸問題について、当局の考え方や方針をただしました。

ここに掲載しました質問および執行部の答弁の内容は、ごく一部で紙面の都合で要約しております。

則武 豊議員

高山線の快速列車臨時停車要請について

昭和六十三年三月十三日のJR列車時刻改正の折に、美濃太田駅前五時七分発の下り

停車扱いになるよう努力していただきたい

答（総務課長）仰せの列車について、美濃太田駅にお尋ねしたところ、飛驒方面の通学列車対策として新設されたダイヤと聞いています。そして、列車基地がJRの方針としては、基地のあるところが始発となり、飛驒金山から高山方面へは通学対策として各駅停車扱いと伺っている。

列車が新設されたが、この列車は美濃太田駅と飛驒金山駅の間は白川口駅のみ停車する快速列車となっている。今年は高山市で「食と緑の博覧会」も開催されるが、この列車が中川辺駅、下麻生駅に停車すれば便利であり、また町民の希望もある。とりあえずは夏季の臨時停車扱い、次の時刻改正のときには停車す

るようになりますが、見解を伺いたい。

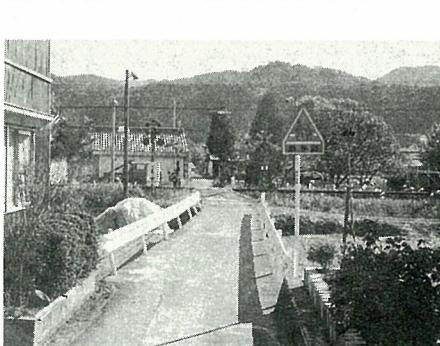
警察の指導を受け、適切に処理していただきたい

答（企画室長）仰せのとおり「東アジア漕艇国際大会」と同時に開催される「川辺おどり」の観客は多数の人出が見込まれ、混雑が予想される。本大会の事務局において各種の部会を設け、その中で交通対策の面についても協議を重ねている。特に開催

あつて、この列車についても停車扱いしているということである。仰せのとおり「高山博」の開催も計画されており、ご指摘の列車が停車するよう努力していただきたい。

東アジア漕艇国際大会における交通規制等を伺う

問 東アジア漕艇国際大会開催にあたって、参加する役員、選手および観覧客等で駅前通りから会場あるいは観覧広場に至るまでの道路が大変な交通混雑が予想されると思われる。これに対する交通規制および交通安全対策並びに交通緩和等の対処について伺いたい。



町道2040号線

密な協議を行い、さらに交差点等については、交通安全協会の皆さまのご協力を得て適切に処理していただきたい。

町道2040号線の改良について

答（町長）この道路の拡幅改良工事については、お説のとおり昭和五十八年三月には町長、議長宛に陳情を受けています。当時議会におかれでは、五月の臨時議会で陳情書が採択され、土木委員会に審議を付託されました。それによると、「この地域の道路とともに現地視察し、六月も又、非常に危険度の高い道路幅が狭く、またJR線の踏切四一号線に至る道路）は、道幅があり、非常に危険度の高い道路である。北小学校の通学道路にも指定されており、付近の住民から改良について強い要望がある。さる五十八年には町長、議長宛に改良についての陳情書も提出されているが、これについて当時の町当局の対応および今後の対処などについて伺いたい。

問 町道二〇四〇号線（北小学校前の町道一〇二号線から国道四一号線に至る道路）は、道幅が狭く、またJR線の踏切四一号線に至る道路）は、道幅があり、非常に危険度の高い道

路である。北小学校の通学道路にも指定されており、付近の住民から改良について強い要望がある。さる五十八年には町長、議長宛に改良についての陳情書も提出されているが、これについて当時の町当局の対応および今後の対処などについて伺いたい。

将来に向けて検討していただきたい

答（町長）この道路の拡幅改

良工事については、お説のとおり昭和五十八年三月には町長、議長宛に陳情を受けています。当

時議会におかれでは、五月の臨時議会で陳情書が採択され、土木委員会に審議を付託されました。それによると、「この地域の

道路、踏切の整備については恒久的な対策を講ずることが望ましいが、財政面と技術面を相互に検討されたい」と執行部に対して意見をいただいている。五十八年、五十九年度当時には中学校の建設中であり、また海洋センターの用地造成工事を進めているときであり、お説の道路改良については、踏切工事、用地取得、家屋の移転、改良工事費等を見積ると当時で四千五百万円ぐらいの事業費がかかるということであった。六十年五月には陳情書に對しての回答を区長さんにも提出しているが、いずれにしても北小学校の通学道路でもあり、将来に向けて検討していただきたい。

横田良房議員

ライスセンター設置に積極的な援助を

問 近年農業基盤の整備に伴い、農業機械の大型化が実現されつつあることは、ご承知のおりである。米の刈り入れ等については、コンバインによる刈り取りが年々増加の一途をたどっているが、現在当町においては刈り取った生もみは八百津農協経営のライスセンターに依頼して処理しており、刈り入れ時期が重なる同地方の状態を考えると非常に難儀していると聞いている。

問 第一保育園の来年度の保育目標等について

答 (町長) 本町では県営による土地改良事業が完了し、すでに営農組合等も設立され、大型農機も購入されて、現在組合活動が行われ、町としても應分の補助をしているところである。お説のライスセンターの建設の中において考えていただけなければならぬことで、農協として、こうした考えがあるならば、町としても補助金について検討していかなければならない。

農協として考え方があるなら検討していく

子育てセンターとして一層努力していく

問 ほ場整備受益者以外の排水溝の利用について

答 (保育園長) 新築に伴つて造られた用排水路について、土地改良区および地元受益者により維持管理されている。受益者以外の方が目的外使用者は、土地改良区において、「農業用排水目的外使用許可書」というものがあり、地元の受益者の総代の方の承諾書および十一項目の目的外使用条

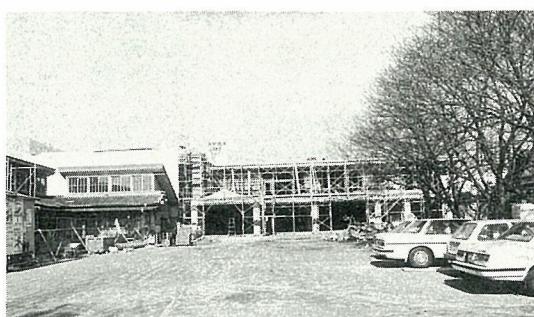
動が行われ、町としても應分の補助をしているところである。当然保育園へ戻ることは可能になる。このほかにも障害児保育、長時間保育など施設が完備すれば、それに対応した保育ができると思っている。PR活動の必要性も議会の皆さま方からご助言いただいているが、特に職員には、川辺町の二十一世紀を担う子供たちを育て、お世話をすることを促しながら元気な子」、「明るい子」、「考える子」、「友達と仲良く遊べる子」、「自然の中で遊び遊べる子」、「遊びの中で何かを見つける子」、「あいさつのできる子」、そんな子供を育てたいと日々努力している。この施設が利用されているほ場整備受益者以外の場合、今後いろいろトラブルが起ることが予想される。利用者の条件等を設ける計画はあるか。

問 行財政改革推進の中において、各種団体への補助金の行政効果については、慎重にチェックされていると思うが、どのように審査されているか具体的にご説明願いたい。

答 (土木課長) 行政改革においては、国、地方を問わず現在も推進されており、本町も今後においても社会情勢に対応した簡素合理化で、よりよい町づくりを進めることは肝要なことだと思う。お説の補助金については、おいても社会情勢に対応した簡素合理化で、よりよい町づくりを進めることは肝要なことだと思う。お説の補助金については、その役割や効果を常に見極め、補助金の目的達成の度合い、あるいは自主自立の可能性、長期既存か、形骸化があるかないか等の判断基準で、町にとって最もたらすものであるかどうかなどを総合的に判断、検討しながら、予算編成時にヒヤリングを重ね決定している。

件に基づいて、利用許可書が出されている。

補助金交付に対する効果の審査について



新築工事が進む第1保育園

船戸 進議員

ゴミ処理について

①ゴミ袋を手近かなところでも買えるようになされたい。

現在、ゴミ袋は役場本庁と支所において販売されているが、これを手近かなところでも買えるようになされたい。

だと時間の制約もあり、勤めの方など買入に困るので、

例えば八百屋さんとかタバコ屋さんなどでも買えるようにしていただきたい。このことは近隣市町村でもすでに実施しておりますが検討いただくようお願いしてあつたが、どのように検討され

ているか。また、実施できない理由は何か、お尋ねしたい。

時期を見ながら、実施する方向で進めていきたい

答(住民課長) ゴミ袋の販売

委託については検討してきたところであるが、可燃性のゴミの中で事業系のものについては、事業者が自ら処理し、または事務所が一般廃棄物処理業者に委託収集していただくなつた



搬出されたゴミの山

ており、従つて一般家庭のゴミとは全く区別して処理されなければならない。事業系のゴミ収集については、昨年度に關係者へいろいろ指導し、収集量、件数とも増加して処理されてきてるが、なお一部には一般家庭のゴミと一緒に提出されているゴミ袋がある。こうしたことについては、今後も適正な処理をされるようPRを重ね、委託販売については、時期を見ながら実施する方向で進めていきたい。

②可燃性粗大ゴミはどのようにして出せばよいか

問 今年から不燃物について例えばガラス類と金属類とは別の月に収集するという方針に替

わり、これは処理センターの合理化等もあり、施設の拡張に伴う人員の問題があるという報告を受け、これなりに結構なことだと思う。しかし、その当時出されていたゴミ処理券には「粗大ゴミ」という項があつたが、最近配られたものには書かれていない。従つて、特に燃える方の粗大ゴミを出すことについては、どのようにしたらよいか明らかなでない。以前は不燃物を出すときにワンドアの冷蔵庫ぐらの大きさに処理したものであれば、可燃粗大ゴミも収集するということであつたが、今年から替わったことについて、その辺はどのようにされるか、またこのことについては広報紙等で徹底していただきたい。

完全処理には敷地の拡張、特別な処理機械等が必要

答(住民課長) 可燃性の粗大ゴミの収集については、従来不燃物の収集時に一緒に収集していたが、もともと専用の処理施設がないということで、かなり大きないろいろなものまで出されていましたと思う。そうしたもの

は一応収集し、現場で職員が切断したり、分解するなどして處理されていたが、最近では可燃

物の量が非常に増加し、二十四時間体制でフル活動されていることで、職員の方にしてみると粗大ゴミの切断、分解などの手間暇もないこととも合わせて、持ちこんでも場所に余裕もなく、なかなか取り扱いができる現状にある。処理センターで粗大ゴミが処理できる規定以内というものは、はつきりと定めてはないが、目安として六〇×六〇×六〇センチくらいの大きさのものまでならセンターへ直接搬入していただければ処理されるとのことである。しかし、木材の場合例えば角材というかタルキのように三センチから四センチ角のものであるなら処理できるが、柱ぐらになるとかなり太くなり、長さを実際に六〇センチくらいに切つていただきても、処理できず機械に入れても途中でつかえたり、部分的に燃えて完全に燃やすことはできないという状況で大変苦慮しているところである。可燃性の粗大ゴミを完全に処理するということになると、センターとしては、それなりの敷地の拡張、特別な焼却処理機械の導入あるいは職員の配置等も考慮しなければならず、今直ちにそこまではできないものと思われる。

少量のものについては収集の方向で検討していただきたい

答(住民課長) 先般、陶器類に限つて第一回の収集を行つたが、ガレキというと一般的には瓦とか小石というように解釈するが、実質的なガレキの収集となると、例えば家を壊したときに出る瓦、あるいはタイル、壁土、コンクリートのかたまりといったような処分の問題が出てくる。現在のところ、このようなものの処理については施設の

確保が難しく、見通しはたっていない。しかし、とりあえず陶器類の収集の状況をみな

がら少量のもの、例えばダンボール箱に一杯とか、袋にして一袋なり二袋といった少量については陶器類といつしょに収集する方向で検討していきたい。なお、灰についてはどういう公害の恐れがあるかわからない一切収集できないということである。

消費税について町長の所見を伺いたい

問　自民党および政府税調が「税制改革大綱」を決定したが、二十億を超える町予算の中で物品の購入、諸建築物等に対しても課税されると、町の財政負担が増大し、諸施策にいろいろな影響を与えてくると、いうことは必ずある。また、町民の立場からいっても低所得者層、単身者あるいは共働きの家庭、こうした人達がこの逆進性の強い消費税によつて、生活を苦しくさせられるという内容のものである。これについて、町長はいかなるご所見をおもちか、お聞かせいただき

非核都市宣言について

問　先ごろカナダのトロントでトロントサミットが開かれ、この中で核軍縮の問題が非常に

きたい。

国会での審議に期待をかけている

答（町長）この問題については、六十三年度の減税と不公平税制の是正を前提として、特に最近の高齢化社会の中で医療、福祉、年金等の大きな問題点もあり、こうした面からも税制の見直しは必要であろうかと思ふ。

日本の税制は昭和二十五年、シャープ税制当時の直間比率、つまり直接税と間接税の比率は五十五対四十五であったのが、六十一年度の実績においては七十三対二十七で積極的な直接税依存型であるといわれている。「税制改革大綱」の中には、いろいろと問題点もあると思うが、いずれにしても、これは国会の場において十分審議されるものと考えており、その審議に期待をかけている。

農業振興地域の除外について

問　比久見にある川辺カヤバの隣地に新しく大きい工場が鉄骨造りで現在建築に入っているところが、この土地についてまだそうしたものに使用できるようにはなっていないはずだ

と、いうことで、産業課でお尋ねしたところ、四月の段階で一応除外申請は当町を通っているが、まだ県の事業所へいった段階であるということであつた。私は厚生経済常任委員長という職を

大きな課題になつていると報道されている。INF全廃条約が締結され、今度は戦略核兵器の半減という課題が進められていく中で、私たちは核兵器を廃絶し、特に日本は唯一の被爆国として非核三原則をしつかり守り、平和な世界をつくるために思ふ。

とも進めてはどうか。

議会の皆さんと十分協議し、考えていただきたい

答（町長）核兵器の廃絶については、社会の人々の声である。昨年十二月の第四回定例議会において、船戸議員よりご質問をいただき、その時にお答えしているように、今後において議会の皆さん方と十分協議して考えていきたい。

について審議が行われている。

例え、個人の家の場合、古い家で昔建てたところがまだ農地のままになつており、今度新しく建て替えるたいということ改めて除外申請される方もあります、中には十分なことも知らずに建ててしまつてから指摘され、後から除外申請を出され、私たちが追認するようなかたちでやバ横の工場については、非常に大規模であり、建築業者もまさにかそういうことをまるで知らないところではないと思う。この問題について、きちんと把握されているか、そしてどのように指導され、認めたということであればそのいきさつについてお尋ねしたい。

早急に協議し、指導していただきたい。

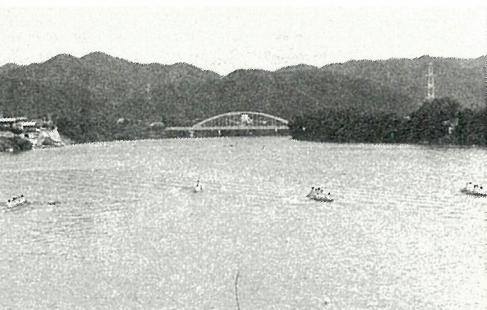
答（産業課長）この件については、四月に除外申請が出されている。今後早急に関係者と協議し、指導していただきたい。

申請された方が早期着工できる体制にしたい

答（助役）この問題について

(9) 昭和63年12月9日発行

は、ご指摘のとおり、まだ所定の手続が完了しておらず、これが着工するということについては、たいへん遺憾であり事業者に対し厳重に注意していかない。農振の除外に関しても現在申請が出され町で協議しているのは四十九件ある。今後において申請された場合も含めて、即刻所定の手続きを行つて県へ進達し、申請された方が早期に着工できるような体制をとるよう指導し、一日も早く着工したいという希望に沿うよう事務を進めさせていただきたい。



全国でも有数といわれる川辺漕艇場

いる。

つり場撤去後の対策

はどんな考え方か

問 今回の漕艇大会で環境整備の面から漁業組合の協力を得てつり場の撤去が行われているが、その状況と撤去後の対策はどうに考えていかれるか。

答 (教育長) つり場の撤去については、大変皆さん方のご協力、特に漁業組合の方々の献身的なご協力をいただき、当初二百数十といつたつり小屋が、最近の資料によれば残っている数が二十四、五と承知している。

住民の娯楽の場として生かしていくたい

請願の委員会審査報告

漕艇を町民スポーツに位置づけていきたい

答 (教育長) 川辺漕艇場は自然環境、競技条件、水質等他に比類のない優れた漕艇場で、これは自然に与えていたいた貴重な財産であることは仰せのとおりである。施設の充実、環境の整備については、東アジア漕艇国際大会を契機に充実が図られているが、なお一層設備の充実を強く県へ要望していただきたい。

今後の漕艇場づくりの構想について

問 県下でただ一箇所の漕艇場が本町にあるということは、大きな財産であり、町民の誇りであり、今後の町の発展や活性化にも役立つ要素も多分にあると思う。町として今後どのように方向で、また構想によつて漕艇場づくりを進められるのかお尋ねしたい。

審査結果

昭和六十三年三月十七日、定期例会において付託を受けた事項について審査が終了したので、会議規則第五十八条の規定により報告する。

付託事項

「いかなる名称を問わず新大型間接税の導入に反対する請願書」について

かえりみれば、近年本格的な税制改革が行われなかつたため所得税、特に勤労者の源泉所得のウエイトの増加は著しく、

他面、間接税のウエイトが顕著に低下してきている。その中にあって、サラリーマンをはじめとして納税者の重税感、不公平感が高まっており、このような

ように現状をみると、税制の改革は必要である。

よつて、本請願書について、本委員会としては、表決の結果全会一致をもつて不採択と決定した。

なお、この撤去後の対策については、関係各機関のご意見、ご協力を得ながら、川辺ダム湖の周辺整備計画の中で、実施の可能な面について検討のうえ、貴重な財産である自然を住民の皆さんのが娯楽の場として、生かしていくけるような方向で実施していただきたい。

では、関係各機関のご意見、ご協力を得ながら、川辺ダム湖の周辺整備計画の中で、実施の可能な面について検討のうえ、貴重な財産である自然を住民の皆さんのが娯楽の場として、生かしていくけるような方向で実施していただきたい。

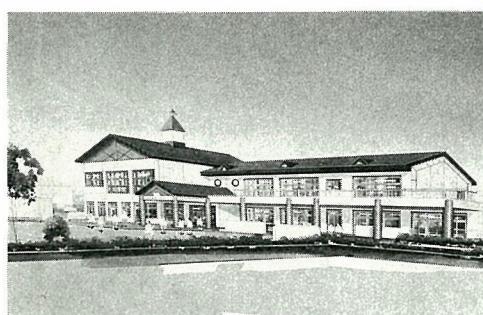
第2回 臨時会

第1保育園の新築工事

請負契約の締結を審議

本年度主要施策の中での最大の事業で、建物の構造並びに規模は鉄筋コンクリート造り二階建、延面積は一、一六四平方メートル

**鉄筋コンクリート二階建
延面積一、一六四平方メートル**



第1保育園完成予想図

国庫補助負担事業にかかる補助負担率について、国の財政上の都合により、昭和六十年度から再三にわたりその引き下げ措置が行われてきたが、これら

提出先一内閣総理大臣はじめ

國庫補助負担事業にかかる補助負担率について、国の財政上の都合により、昭和六十年度から再三にわたりその引き下げ措置が行われてきたが、これら

第一回 臨時会

工事請負契約の締結を審議

—西小を大規模改修—

昭和六十三年六月三十日、第一回臨時会が開会され会期を一日と定め、川辺町立川辺西小学校大規模改修工事請負契約の締結について審議し、全会一致で可決しました。

外装塗装、窓建具のアルミサッシ化など

第二回臨時会が、さる七月五日午後一時から開会されました。会期を一日と定めたあと、議案一件、議員提案による緊急要望決議一件が提出され、いずれも原案のとおり全会一致で可決しました。

この工事は、教育施設の設備充実に係る基本計画により、昭和六十三年度の主要施策として公立学校設備国庫補助要綱に基づき実施するものです。工事の内容は、屋上の防水対策、外装塗装、窓建具をアルミサッシに取り替えるものです。

となつております。一階には保育室、職員室のほか乳児室、調

**国庫補助負担率の復元
に関する緊急要望決議**

提出者 田原芳郎
賛成者 井戸徳
佐伯邦博

議員提案による発案書（国庫補助負担率の復元に関する要望決議）が提出され、採択し政府関係機関へ決議書を送付しました。

**決議書を採択
政府関係省庁などへ提出**

一、契約の目的	川辺町第一保育園新築工事
二、契約の方法	指名競争入札
三、契約金額	一億一千二百五十万円
四、契約相手方	川辺町上川辺一六四三番地

一、契約の目的	川辺町第一保育園新築工事
二、契約の方法	指名競争入札
三、契約金額	一億一千二百五十万円
四、契約相手方	川辺町中川辺字本丸地内

決まりました。

理室、教材室など、また二階に保育室、ステージを含む遊戯室および教材室などが計画されています。

三、契約金額 二億七百万円
四、契約相手方 岐阜市宇佐南一丁目六番八号

式会社
代表取締役
大日本木株
田口栄

式会社
代表取締役
川辺町中川辺字本丸地内
川辺町中川辺

二、契約の目的
川辺町第一保育園新築工事
指名競争入札
一億一千二百五十万円

式会社
代表取締役
川辺町中川辺字本丸地内
川辺町中川辺

第3回 定例会

昭和六十二年度各会計の決算を認定

議長、副議長および各常任委員も改選

昭和六十三年第三回定例会は、九月十六日から二十四日までの九日間開きました。

提出された案件は、昭和六十二年度各会計の歳入歳出決算の認定など合わせて十三件。それぞれ慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決、承認しました。また、本定例会では議長、副議長および各常任委員会委員が改選されました。

議会構成

議長選挙について

横田良房氏を選出

議長選挙から慣例により

辞職願が提出されたため、議長選挙を行いました。選挙は無記名投票で行い、横田良房氏が選出されました。

常任委員の選任について

任期満了により改選

各常任委員会の委員について任期満了(任期一年)により、次のように新しく委員構成がされ

副議長選挙について

二名を選任

議会運営委員の選任について

その結果、福田雅良氏が選出されました。

議長選挙終了後、渡辺節夫副議長から慣例により辞職願が提出されたため、副議長の選挙を行いました。

▽土木委員会	委員長	田原芳郎
	副委員長	佐伯幸信
	委員	井上幹雄
	副委員長	福田雅良
	委員	高井信孝
	船員	井戸豊徳
	船員	横田良房

▽厚生経済委員会	委員長	酒向芳喜
	副委員長	佐伯邦博
	委員	平岩求

▽下部信夫	酒向芳喜
	渡辺節夫

横田良房氏が議長に、また福田雅良氏が副議長に就任されたことによりそれぞれ辞任願が提出されました。このため委員の選任についてを日程に追加し、渡辺節夫氏と井上幹雄氏の二名を後任の委員として選びました。なお、委員長には渡辺節夫氏が互選されました。

この度の定例町議会におきまして、私たちは議長、副議長の要職に就任することになりました。

もとより微力でその器ではあ

可決した案件

昭和六十三年度川辺町一般会計補正予算

(第二号)

(専決処分の承認)

六百十一万円の追加補正を承認(全会一致)

第一保育園改築に伴う川辺西小学校旧校舎の解体並びにその他工事費として、六百十一万円の追加補正について専決処分を行い、対処したことについて町長より報告があり、これを承認しました。

最近の町政をとりまく環境は円高による経済不安、補助率削減による財政負担の増加、さらに急速に進んできた高齢化社会など極めて厳しいものがあります。私たち議会は、こうした認識の上にたって、地域の実情に即した町民要望に応えるべく議決機関として最大の努力をいたす覚悟でございます。今後とも皆さま方の力強いご支援とご協力をよろしくお願ひいたします。



副議長 横田良房

就任挨拶



副議長 横田良房

教育委員会委員の任命について

高橋実氏を再任、新任には桜井徹治氏

(全会一致)

九月三十日で任期満了となる

教育委員会委員の任命について

町長より同意を求められ、全会

一致で高橋実氏(下麻生一九七

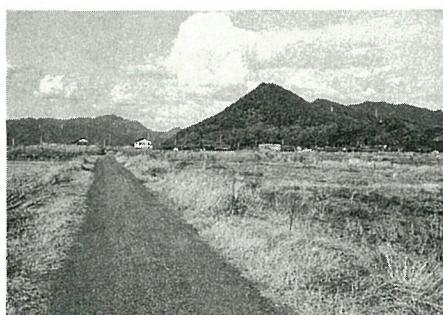
一番の一、大正十年三月三十一

日生)の再任と、桜井徹治氏(石

神三一三番地、昭和二年五月一

日生)を新しく委員として同意

土地改良事業により等
積交換 (全会一致)



境界変更される付近(福島地内)

川辺町と美濃加茂市との境界変更について

ことについて原案どおり議決しました。

土地改良事業により等
積交換 (全会一致)

木曾川右岸用水土地改良事業によつて、本町福島地域と美濃加茂市下米田地域の境界に変更が生じ、このため川辺町と美濃加茂市が等積交換(二千五十五平方メートル)により境界を変更する協議が整つたことから、岐阜県知事に申請するため町長より申請があつたので、議会において議決しました。

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正

用悪水路など百十一
平方メートルが本町へ編入
(全会一致)

今回の川辺町と美濃加茂市との境界変更に伴つて、美濃加茂市の所有する用悪水路三筆、ため池一筆、合わせて百十一平方メートルが本町へ編入されるため、原案どおり議決しました。

貸付限度額を四百五十万
円に引き上げ(全会一致)

このたび岐阜県信用保証協会において、市町村小口融資追認保証の保障限度額が引き上げられ、本町としても町内中小企業者の経営安定の一助になると考え、条例の一部を改正したものでです。

組合への加入及び脱退等に関する規定を整備
(全会一致)

本町職員の退職手当の支給に関する事務については、本組合に加入している県下他市町村とともに共同処理されています。今回の主要な改正は、羽島郡岐阜市および笠松町中学校組合

境界変更に伴う財産処分に関する協議について

が、解散され、それぞれの町で事務処理を行うことにより組合を脱退されることと、海津郡老人福祉施設事務組合が新しく加入されることに伴う一部改正で提案どおり承認しました。

百九十六万三千円を
追加 (全会一致)

川辺町小口融資条例の一部を改正

総額百九十六万三千円の増額補正で、歳入歳出それぞれの内訳は次のとおりです。

【歳入】(△は減額、単位千円)
町税 四三、九二三
県支出金 八八
財産収入 八三九
繰越金 四五、一六八
諸収入 四四五
町債 △八九、一〇〇
寄附金 六〇〇
総務費 △八九、一〇〇
【歳出】(△は減額、単位千円)
農林水産業費 △一、一二三
土木費 一、〇一六
労働費 二一〇
衛生費 二二〇
民生費 二二〇
教育費 二〇〇

【補正の主な内容】(△は減額)
歳入では

町民税(個人)四千三百九十二万三千円、県単農道舗装工事補助金△五十四万円、集団伐実施事業補助金三十四万円、町有

昭和六十三年度一般会計補正予算(第三号)



完成間近かの雇用促進住宅

昭和六十二年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定（全会一致）	昭和六十二年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定（全会一致）
（賛成多数）	（賛成多数）

昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算の認定（賛成多数）	退職被保険者療養費を補正（全会一致）
（賛成多数）	（賛成多数）

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書

意見書の内容は、次のとおりです。

議員提案による発案書（義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書）が、本定例会最終日の二十四日に提出されました。提出者より説明のあと採択の結果、全会一致でこれを採択し関係各大臣へ意見書を送付することとしました。

関係各大臣へ提出

政府は、昭和六十四年度予算編成に当たって財政負担の軽減を図るため義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、公立小中学校事務職員および学校栄養職員に係る義務教育費国庫負担制度を維持されるよう地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出す。

提出先＝内閣総理大臣はじめ大臣、文部、自治の各大臣

山林売払収入八十三万九千円、緑越金四千五百十六万八千円、県道改良に伴う町有山林補償代金四十四万五千円、町債（川辺第一保育園整備事業）△八千九百十万円、保健衛生備品購入費寄附金六十万円。

歳出では、保健衛生備品購入費六十万円、雇用促進住宅完成記念諸費二十万円、県単農道舗装事業比久見農道舗装工事△百八十万円、集団間伐実施事業補助金三十九万三千円、道路維持原材料費六十万円、下麻生公民館改修工事（増額分）九十七万九千円。

本年四月から退職被保険者に対する療養費が大きく伸びており、予算不足が予想されるため、五十二万六千円の補正を行いました。今回の補正により歳入歳出予算の総額は、四億一千八百六十四万三千円となりました。

対する療養費が大きく伸びておらず、予算不足が予想されるため、五十二万六千円の補正を行いました。今回の補正により歳入歳出予算の総額は、四億一千八百六十四万三千円となりました。

決算認定提出にあつての町長説明

決算認定提出にあつての町長説明

四会計の決算認定の提出について、冒頭に町長より次のような説明がありました。

こうした中にあって、本町としては合併三十年という意義深い年を迎え、念願の地方行政の推進と健康づくりの総合的な拠点として、待望久しかった庁舎

昭和六十二年度学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算の認定（全会一致）

（全会一致）

昭和六十二年度学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算の認定（全会一致）

「昭和六十二年度事業については、わが国の財政事情は国債の利回り高が歳出予算の一割を占める等引き続き厳しく、地方財政においても国庫補助負担率の引き下げ等によって、地方負担が増加するなど極めて厳しい状況下であった。

この状況下で、収入役より各会計の決算状況について総括しては合併三十年という意義深い年を迎えて、念願の地方行政の推進と健康づくりの総合的な拠点として、待望久しかった庁舎

この説明のあと、収入役より各会計の決算状況について総括しては合併三十年という意義深い年を迎えて、念願の地方行政の推進と健康づくりの総合的な拠点として、待望久しかった庁舎

この説明のあと、収入役より各会計の決算状況について総括しては合併三十年という意義深い年を迎えて、念願の地方行政の推進と健康づくりの総合的な拠点として、待望久しかった庁舎

この説明のあと、収入役より各会計の決算状況について総括しては合併三十年という意義深い年を迎えて、念願の地方行政の推進と健康づくりの総合的な拠点として、待望久しかった庁舎

幹事業として完成させ、合わせてこれを契機に新しい一步をふみ出す記念式典を挙行した。また諸施策についても財政の効率的な運用をもって実現に向け、積極的に努めてきた。

幹事業として完成させ、合わせてこれを契機に新しい一步をふみ出す記念式典を挙行した。また諸施策についても財政の効率的な運用をもって実現に向け、積極的に努めてきた。

幹事業として完成させ、合わせてこれを契機に新しい一步をふみ出す記念式典を挙行した。また諸施策についても財政の効率的な運用をもって実現に向け、積極的に努めてきた。

幹事業として完成させ、合わせてこれを契機に新しい一步をふみ出す記念式典を挙行した。また諸施策についても財政の効率的な運用をもって実現に向け、積極的に努めてきた。

昭和六十二年度各会計の決算

決算審査特別委員会へ付託

報告どおり本会議で認定

町財政の収入・支出決算は四月から翌年三月まで一年度ごとに区切られて行われます。そして、法律の定めるところにより監査委員の審査を受け、その意見書をつけて議会の承認を受けなければならぬとされています。

昭和六十二年度の一般会計および国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、学校給食共同調理場特別会計の各決算の認定について、定例会初日の九月十六日に上程され、収入役の説明を受けた後、同日設置された決算審査特別委員会に審査を付託しました。

特別委員会では、議会休会中の十九、二十日の両日会議を開き、各決算書の審査を行い二日間にわたって慎重審議を行いました。その結果、留意すべき点はあつたものの各会計とも認定すべきものと決定、二十四日の本会議に報告し、いずれも原案どおり認定しました。

次に、委員会での審査結果についてお知らせしますが、決算のあらましについては「広報かわべ」の十月号に掲載されていますので、ここでは省略させていただきます。決算審査特別委員会の委員は次のとおり。委員長=渡辺節夫、副委員長=平岩求、委員=高井信孝、井戸徳、則武豊。

審査結果のあらまし

昭和六十三年九月十六日、定例会において審査の付託を受けた認定第一号から認定第五号までの審査を終了したので、会議

規則第五十八条の規定により報告する。

* 審査事項 *

一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算の認定について（認定第二号）

二、昭和六十二年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（認定第三号）

三、昭和六十二年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（認定第四号）

四、昭和六十二年度学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算の認定について（認定第五号）

* 決 定 *

本委員会は、付託された事項はすべて認定すべきものと決定した。

* 審査にあたつて *

本委員会は、特に予算額に対する執行率が低率な事項に対して質問し、収入役および担当課長に答弁を求めた。

* 審査の経過 *

本委員会は、九月十九日および二十日の両日、午前九時より会議を開き、付託された前記事項（認定第一号から第五号）につ

* 主な要望事項等 *

いて審査を行つた。審査にあつては、各会計ごとに決算書を中心、また主要施策とその成果表に基づいて実施し、必要に応じて証拠書類の提出を求め、委員それぞれ独自に質疑し、説明を受けた後、まとめの会議を開き、委員会としての態度を決定した。

なお、委員各自が全般にわたり審査するとともに、さらに認定第二号については高井信孝委員、則武豊委員、認定第三号については井戸徳委員、平岩求委員、認定第四号および第五号については渡辺節夫委員、平岩求委員がそれぞれ審査にあつた。

特に「民生費の社会福祉総務費の不用額三千四百四十万六千二十五円、このうち需用費の中で国民年金印紙代、さらに一千万円は国民健康保険事業特別会計への繰出金であるが、今後的確な予算計上するよう注意されたい」という今後の検討課題として指摘があつた。

二、国民健康保険事業特別会計について

特に歳入においては、国民健康保険税収納率は年々低下し、保険税の改定され、六十一年度には一般被保険者現年分九七・一五%、同滞納繰越分三・一六%となつたが六十二年度に滞納者に対する取扱い規定ができ、その収納率は一般被保険者現年分九七・七二%、滞納繰越分三七・〇六%と前年よりアップしている。

62年度の根幹事業「庁舎、保健センター」



今後もさらに収納率の向上に努力されたいことを要望した。

三、学校給食共同調理場特別会計について
収入未済額がなく、一〇〇%の収納率であつたことは非常に良好なことであつたが、当初予算計上において積算上の方法による差額、給食実施人の過大等により執行率が前年度をやや下回っているので、今後はその向上に努められたい。
以上要望した。

一般会計 決算の状況

(千円未満四捨五入)

歳入総額 22億1,560万円

町 税 8億1,694万円 (36.9%)
地方交付税 6億8,800万円 (31.0%)
諸収入 1億8,056万円 (8.1%)
財産収入 1億882万円 (4.9%)
県支出金 8,396万円 (3.8%)
繰越金 7,447万円 (3.4%)
使用料、手数料 7,118万円 (3.2%)
国庫支出金 4,113万円 (1.9%)
その他 1億5,054万円 (6.8%)

歳出総額 21億962万円

総務費 5億7,904万円 (27.4%)
民生費 3億2,978万円 (15.6%)
教育費 2億6,103万円 (12.4%)
公債費 2億2,677万円 (10.8%)
土木費 2億780万円 (9.9%)
衛生費 1億7,808万円 (8.4%)
農林水産業費 1億6,031万円 (7.6%)
消防費 9,201万円 (4.4%)
その他 7,480万円 (3.5%)

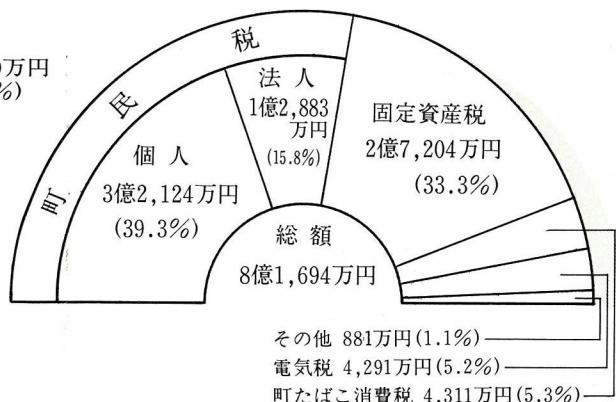
会計別決算の状況

(千円未満四捨五入)

会計別	区分	決算額
一般会計	歳入	22億1,560万円
	歳出	21億962万円
国民健康保険事業特別会計	歳入	4億1,395万円
	歳出	4億264万円
老人保健特別会計	歳入	3億3,297万円
	歳出	3億3,211万円
学校給食共同調理場特別会計	歳入	5,475万円
	歳出	5,471万円
合計	歳入	30億1,727万円
	歳出	28億9,908万円

町税の内訳

(千円未満四捨五入)



一般質問

そこが聞きたい

当面する町政の諸問題について、当局の考え方や方針をただす一般質問は、今定例会最終日の二十四日に一名の議員が登壇し、これを行いました。

その質問と執行部の答弁の内容は、次のとおりですが、紙面の都合で要約してあります。

船戸 進議員

燃えるゴミ、週二回の収集を要望する

要望し、来年度については、通年にわたって実施されるよう、ゴミ袋の問題と併せてご検討願いたい。

来年からは週二回の収集を検討したい

問 燃えるゴミの収集について、昨年の要望で本年七月から週二回の収集が実施され、大変喜ばれ町の対応に感謝する。しかし、当初計画では試行的に暑い期間三か月に限つて実施する

答（住民課長）可燃ゴミの収集量は年々増加し、昭和六十二年度は前年度に比較して一二割程度伸びているが、昨年の四月から六月までと今年の四月から六月までの三か月間を比較すると九・三割増となっている。しかし、週二回の収集を実施した七

月には、前年の同月とほとんど変わりなく〇・六割程の増にとどまつたが、これについてはP.R不足だったかも知れない。そ

して八月には前年の同月と比べると二八・七割と大幅な増加となつたが、九月はまだ月半ばで集計されていないので実績について現段階では、どのくらい増えるか判断しかねる。

それから、週二回収集を引き続き実施されたいということについては、本年は当初の計画どおり七月から九月までの間に考えている。なお、来年については、ご要望のあつたように週二回の収集実施の方向で、ゴミ袋の問題と併わせて検討している。

大谷八十八ヶ所付近の整備について

問 旧大谷ため池は木曽川右岸用水の完成により、長年にわたるその使命を終え、堤の老朽も重なり、ついに通常の河川として改修された。かつては堤を中心いて雄鳥川にかけ町内ではちよつとした桜の名所として親し

よつて整備されている。堤にはため池完成の記念碑も建つており、以前私はこの地の有効利用を提案したが、改めてこの周辺を風致的広場として整備されることを要望する。なお、八十八ヶ所東の沢には大量のゴミが捨てられており、適切な処置を望む。

環境整備についてレ イアウトを検討中

答（助役）大谷付近の環境整備については、すでに土木課において新年度で整備するといふことで現在レイアウトをしてい



八十八ヶ所登り口付近

鹿塩ゴルフ場と周辺地域の環境保全について

問 鹿塩ゴルフ場と周辺地域の環境保全についてお尋ねです。

大量的樹木の伐採、大幅な地形の変化等は集中豪雨等大雨により下流域へ大きな影響を及ぼすのではないかと心配される。この点について、どのような見解をお持ちか、お聞かせ願いたい。また、工事実施計画では排水のための諸施設はどれだけの降雨に耐えるようになつてゐるか。流末排水路との関係は十分か。さらに、ゴルフ場で散布される除草剤公害が各地で問題化しているが、これについてどう考えておられるか。特に地下水汚染対策と従業員の健康対策について心配されるが、町としては監視体制、防災体制および

るところである。この地域は仰せのとおり、かつては桜の名所として親しまれたところでもあるので、美しい環境整備をしたいということで現在、進めている。ご了解願いたい。なお、ゴミの大量放棄の問題であるが、これについても今後適切に対応していきたい。ご了解願いたい。

事故発生時の対策について、どのように考えておられるか。

監視と適切な行政指導を行っていきたい

答（企画室長）大雨に伴う下流への影響ということであるが防災については、ゴルフ場の計画が提出されたときから都市計画法による国の中開基準、あるいは岐阜県宅地開発指導要綱等により、開発業者に指導を行ってきたところである。土砂や雨水の流出を調整するということ



仮オープンした「かしおゴルフ場」

でゴルフ場内に二十箇所の洪水調整池を設置、また盛土等の箇所には法止枠工、シガラ柵工、ブロック積みの土留工、盛土した場合の盲排水等の防災施設が施工してある。そして、時間雨量一二〇ミリの雨量に耐え得る計画になつており、かつて昭和四十三年八月の大災害をもたらした時間最大雨量が六二・一ミリであったことを思えば大丈夫ではないかと考えている。

次に除草剤の散布による環境汚染について、鹿塩カントリークラブへお尋ねしたところ、使用を検討している除草剤は六種類から七種類ぐらいで一般農耕地用として畑、田んぼあるいは果樹園等で使用するものと同じで農林水産省に登録されているものと聞きしている。ゴルフ場は芝の面積が広く、散布される除草剤の使用量も多くなり、心配されるが、今後鹿塩カントリークラブに対しては毒性のある農薬の使用は控えるよう、またどのような農薬を使われたか実績報告していただくよう指導していく。また、水質の問題については、農薬を使用すると水質にどのように含まれるかといただくとともに監視して

いきたい。現在、他の市町村において農薬汚染等による事故の発生は聞いていないが、もしこうした事故が発生した場合は適切な行政指導を行っていきたい。

第一保育園改築工事期間中の保育について

問 現在改築工事が進められているが、この工事の最終段階において、現在使用中の旧園舎の撤去、園庭整備の段階における保育はどのように行われるか。

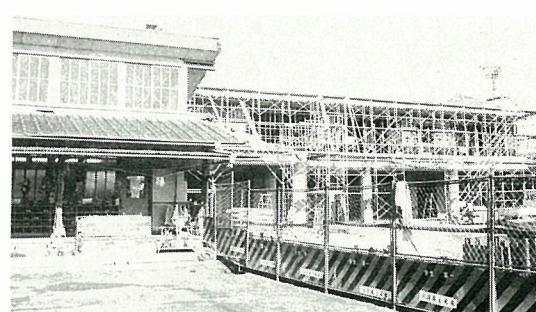
答 現在改築工事が進められることを確認、給食関係等、諸事情を十分考慮して対処されるものと思うが、具体的にどのように検討されているか。

保育と給食施設使用の段階で旧園舎を撤去

打合せ会を行っているが、計画では新しい園舎の保育と給食の施設ができる段階で旧園舎を撤去した後、残った整備を行っていきたい。現在、工事使用区域と、園側の使用区域をさ

いては、天井の張り替えが非常に困難な構造になつていて、そこで、三年から四年の間隔で塗装を行つてあるが、完全な対策ではないので検討しなければならないと思っている。

答（教育長）屋根の老朽については、天井の張り替えが非常に困難な構造になつていて、そこで、三年から四年の間隔で塗装を行つてあるが、完全な対策ではないので検討しなければならないと思っている。



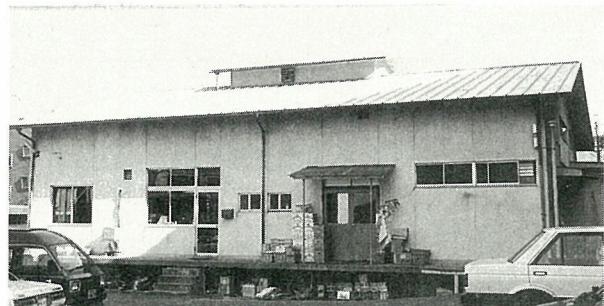
旧園舎の撤去は、保育と給食施設の使用できる段階で…

新年度事業としての増改築の考えはない

問 給食センターも建設以来相当の歳月を経ており、建物の老朽化が進み、また給食内容の多様化、建設当初からの施設・設備の不十分さ等々、見直しの時期にきてはいるのではないか。例えば屋根の野地に使用されている断熱材料や壁が老朽化し一部落下したり、はがれかけていたりなど危険かつ不衛生な状況にあり、早急な改善が必要と思う。また設備・器具類についても、取り替えるあるいは新規購入の必要なものがあるようである。そのほか、低温貯蔵庫の新設を含め給食物資の貯蔵庫の拡張、配膳室の新設、ボイラーラーの大型化、職員休憩室の拡張等も望まれており、これらの実現を図るにはセンターそのものが狭いので、この際思いきった対策として改築または増築が必要と思う。新年度事業として、今から検討されはどうか。

り、たいへん憂慮されている。町長はこのような動きに対し、中小零細業者の営業と暮らしを守る立場から、こうした動きに反対し、町内の商業振興のために積極的な行政を進めるべきだと考えるが、いかがか。

大店法緩和の傾向に



昭和44年建築の給食センター

二の法律の内容等は
まだ聞いていない

また、こうした動きが、「川辺ショッピングセンター」出店計画を促進させることにならないか。「川辺ショッピングセンター」出店問題の現況と併せてお尋ねする。

答（町長） 大店法の緩和の傾向についてのご質問であるが、この主旨にあるように大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律については、先般の新聞紙上において、調整見直しが行われていることを私も読んでいる。その内容やその後の方向については、まだ発表もされていないし、私どもが聞いていないので、ご理解を賜りたい。

商業調整協議会の審議の経過を見守っている

消費税について

ようである。町民にとつても逆進性が強まり所得の少ない層ほど税金の負担割合が高くなり、不公平を一層拡大することになる。また、今回実施される「大減税」も消費税の導入で八割以上のサラリーマンが増税になるという。いずれにしても、消費税は大型間接税であり、「大型間接税はやらない」と言つてきましたが、自民党の選挙公約に違反するもので、認めるわけにはいかない

私自身、まだそこまでの試算もなるといわれる消費税は、食料品や日用品をはじめすべての商品、サービスに課税される世界に例を見ない最悪の税金です。そこでお尋ねしたいのは、消費税が導入された場合町民に及ぼす影響、町財政への影響についてどのような状況が想定されるか検討しているか。試算されたものがあれば、お聞かせいただきたい。

問 消費税については、六月定例会でもお尋ねしたが、その後、日が経つにつれ、その悪税ぶりが明らかにされてまいり、多くの国民が草の根からの反対運動に立ち上がつてゐる。わずか二ヶ月間で、これが竟に

直間比率の見直しは
必要であると思う

答（町長）消費税問題について審議では、ただ今国会において審議が行われようとしているが、私が見解としては、不公平税制の是正を前提として所得税、住民税等の減税を図る上からも、直間比率の見直しは必要であろうと思う。特に町に及ぼす影響としては、住民税の減税により町税の不足が生じてくるが、これについては、それぞれの地方団体において国に対して、交付税の増額を要望している状況である。

未確定部分が多く、すべての試算は難しい

答（税務課長） 消費税は企業会計には対象になるといわれており、一般会計については現在不明な点が多いが、一応一般会計も全て対象として、説明させたい。

るが、廃止によつて入らないことになる。それから町たばこ消費税については、たばこ税と改められ、現在の従価割と従量割の二本立てのものが、改正案では従量割だけということで、千本当たり一千九百九十七円の交付ということになる。従つて、たばこ消費税については、単価二百二十円、一箱二十本入りで計算すると三・六さぶぐらいの減収になるものと思われる。

それから娯楽施設利用税交付金については、ゴルフ利用税交付金と名称が変わると聞いてい

常的経費のうち電用費あるいは備品購入費、委託料、役務費いわゆる電話料や郵便料などであるが、こうした経費は合わせて一億三千八百六十六万五千円となつてゐる。そして、消費税は全部で二千三十九万円が必要となり、必然的にこれだけの予算増を見ていかなければならぬと思われる。

次に消費税の導入が、仮に昭和六十四年四月一日から実施されると、町税についてまずいたぐと、町税についてまず電気税が廃止になり消費税の中に吸収されるといわれており、六十二年度の電気税決算額をみると四千二百九十万八千円であるが、廃止によつて入らないことになる。それから町たばこ消費税については、たばこ税と改められ、現在の従価割と従量割の二本立てのものが、改正案では従量割だけということで、千本当たり一千九百九十七円の交付ということになる。従つて、たばこ消費税については、単価二百二十円、一箱二十本入りで計算すると三・六まいぐらいの減付金と名称が変わると聞いていきくなるものと思われる。

それから娯楽施設利用税交付金については、ゴルフ利用税交付金と名称が変わると聞いてい

(19) 昭和63年12月9日発行

る。一日一人当たり現行は千百円であるが、これを八百円に引き下げられることになる。交付金の交付率は、現行二分の一であるが十分の七にされると一・八倍ぐらいの増になるとみている。

次に町民税については所得税の関係もあるが、さる七月二十日の第一〇三国会において昭和六十三年度分の所得税の臨時特例に関する法律が成立し、これによると所得税で一兆三千億円の減税額になるということである。これを踏まえて町民税の個人の所得割税率が、現在の七段階から六十四年度からは三段階に改正されると聞いている。

従つて、六十三年度ベースでいくと、およそ二千万円前後の減収になるとみている。また、控除、配偶者控除等が、それこれら二万円づつ、さらに配偶者特別控除が現在の十四万円から三十五万円に引き上げられると聞いている。これらの改定があつた場合にどれくらいの減収になるかという試算は、まだ未確定な部分が多くあるので試算はしていない。

- (7) 財産を信託すること
- (8) 負担付きの寄附または贈与を
- (9) 町においては、予定価格七百万元以上（土地は一件五千平方㍍以上）の財産の取得または処分すること
- (10) 町においては、予定価格三千万元以上の契約を締結すること
- (11) 法律に定める以外の分担金、使用料などの徴収に関すること
- (12) 決算を認定すること
- (13) 議会の招集

町議会の招集は町長が行い、議長および議員には招集権はありません。従つて、この招集行為がなければ議員が一堂に集まつて会議を行つても、法的にはなんの効果ももたず無効です。

補正予算の議会の審議議決事項は、当該補正額についてあります。これに対し、議員は議員定数の四分の一以上の者により、会議に付すべき事件を示す

議決事件

議会は、法律（地方自治法）によつて議決しなければならない事件が定められています。

その主なものは、次のとおりです。

- (1) 条例を設けたり改廃すること
- (2) 予算を定めること

など、他にも多くの事件について議決しなければならないことになっています。

また、議会報でもお知らせしているように議会の承認とか、同意を要する「人事案件」とかあるいは一部事務組合の規約制定、変更なども議決事件となります。

予算の確定後に生じた事由により、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調整される予算をいいます。

年度開始前に議会の議決を経て成立する当初予算は、当該年度に予想される全ての歳入歳出等を見込んで編成されますが、年度途中において災害の発生、政策の変更、制度の改正等があるとき、これらの事態に対応するため既定予算の金額、または予算科目に変更を加えることを認めているものです。

補正予算の議会の審議議決事項は、当該補正額についてあります。これに対し、議員は議員定数の四分の一以上の者により、会議に付すべき事件を示す

豆辞典



して臨時会招集の請求をすることができます。請求があつた場合、町長は議会を招集をしなければなりません。

なお、招集は開会の日前、三日までに告示することになつています。

補正予算

第七回加茂・可児郡町村議員ソフトボーリ大会

秋空のもと、快い汗

好天に恵まれた九月二十一日新設された富加町半布ヶ丘公園グランドにおいて開会されました。この日は、加茂・可児郡内九ヶ町村の議会チームが集い、本町チームは抽せんにより一回戦は御嵩町と対戦、試合は一回

から着実に得点を重ね十対六で勝利を收めました。続いて二回戦に入り、白川町と対戦しましたが、相手チームの堅い守りにはばまれ、なかなか得点できず六対十一と勝ちを許しました。

結局、本町は三位の結果となりましたが、この日は議会活動の場を離れて、さわやかな汗を流し、なごやかなうちに有意義な一日を過ごしました。



3位入賞の本町チーム

6月1日	2日	3日	4日
郡町村議会議長会長 会(岐阜市)	厚生経済委員会協議 会開催、63年度一般 会計補正予算等審議 土木委員会協議会開 催、63年度一般会計 補正予算等を審議	総務文教委員会協議 会開催。63年度一般 会計補正予算等審議 議会運営委員会開催 第二回定例会の運営 等について協議	第二回定例会開会 期の決定、町長提 案説明、議案一括上 程、質疑
27日	21日	17日	11日
第一回臨時会の運営 等について協議	定例会再会、一般質 問、討論、採決	議会運営委員会開催	

議会日誌

6月1日
11月21日



7月5日	東海環状道路建設促進期成同盟会定期総会に議長出席(東京)	会期の決定、町長提議、討論、採決
6日	議会報編集委員会開催、36号発行の協議	案説明、議案上程、質疑、緊急要望決議について協議
11日	総務文教委員会開催	会報編集委員会開催、36号発行の協議
12日	木曽川右岸浄水事業促進協議会総会に議長出席(岐阜市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
15日	第二回臨時会開会	会期の決定、町長提議、討論、採決
18日	高山線大多線電化促進協議会定期総会に副議長出席(美濃加茂市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
20日	東京都町村議長会が名来庁	会期の決定、町長提議、討論、採決
21日	議会報編集委員会開催、36号発行を協議	会期の決定、町長提議、討論、採決
23日	国道四一八号線整備促進期成同盟会定期総会に議長出席(東京)	会期の決定、町長提議、討論、採決
25日	濃加茂市)議会全員協議会開催	会期の決定、町長提議、討論、採決
26日	第一保育園新築工事について協議	会期の決定、町長提議、討論、採決
28日	洞戸・川辺間改良整備促進期成同盟会通常総会に副議長出席(多治見市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
29日	多治見市外十四市町村伝染病予防組合議会に副議長出席(多治見市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
30日	総会に議長出席(美濃加茂市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
8月1日	郡町村議長研修(富山県)	会期の決定、町長提議、討論、採決
2日	名濃バイパス建設促進期成同盟会定期総会に議長出席(岐阜市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
3日	高山本線強化促進同盟会総会に議長出席(岐阜市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
5日	ぎふ中部未来博視察	会期の決定、町長提議、討論、採決
11日	郡町村議會議長会長会(岐阜市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
19日	岐阜県期成同盟会に議長出席(多治見市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
20日	中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会に議長出席(多治見市)	会期の決定、町長提議、討論、採決
24日	会各式典に議員出席	会期の決定、町長提議、討論、採決
25日	秋田県雄勝郡議長会	会期の決定、町長提議、討論、採決
26日	東アジア漕艇国際大	会期の決定、町長提議、討論、採決
27日	会各式典に議員出席	会期の決定、町長提議、討論、採決
28日	秋田県雄勝郡議長会	会期の決定、町長提議、討論、採決
29日	第三回定例会再会	会期の決定、町長提議、討論、採決
30日	会期の決定、町長提議、討論、採決	会期の決定、町長提議、討論、採決

▽議会構成が行われました。今まで同様格別のご支援、ご協力をお願いいたします。

▽新年度も各方面で厳しさが予想されます。暮し向きも大変なときですが、来年は少しでもよい年でありますように……。

編集後記